**令和６年度大阪府がん対策推進委員会**

**子宮がんワーキング（概要）**

１．日　時：令和６年５月30日（木）16時～17時30分

２．場　所：大阪がん循環器病予防センター　６階研修室

３．議　事：ＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診の導入について

４．委員からの意見要旨

【市町村あての通知について】

・他の自治体の状況なども共有しながら進められるように情報発信されたい。

・現行の検診方法との乖離が大きいため、導入を急いでしまったがために検診プログラムからこぼれ落ちるような方が出てくるなど、本来の趣旨と異なった結果になることが危惧される。指針に定められた導入要件を満たすことができるか、十分な検討を促す必要があるのでは。

・ＨＰＶ検査で陽性陰性を判定するだけでなく、その後のトリアージ検査も全て検診に含まれることから、データベースの管理が一番の課題と考えられる。マニュアルが暫定的であることもふまえて、導入については計画的に進める趣旨の通知内容がよいのでは。

・ＨＰＶの検査方法自体は、医学的なエビデンスを十分持っているため、導入することに対してネガティブに捉えられるような表現の通知は避けたほうがよい。

　【運営委員会の設置について】

　・構成メンバーとして産婦人科医は必須と考える。保健行政に関わる保健師や、公衆衛生に関する疫学に精通するもの、保健所の所長等がいれば活発な議論が期待できる。

　・子宮がん検診だけでなく、肺がんや胃がんなどほかのがん検診についても詳しいメンバーがいれば、ほかのがん種との比較など全体のバランスも見れて良いのでは。

　・市町村が運営委員会を作ることがＨＰＶ検査単独法の導入のスタートラインではあるが、それを作ることに対するハードルは高いと感じる。医師等の数も自治体によって偏りがあり、市町村単位で設置することは非現実的と考えられる。

・大阪府が主体となって委員会の設置を代行することや、医療圏などある程度広域的な範囲において大阪府主導で設置する方法が現実的と考える。

・運営委員会のメンバーとなりうる様々な経験や見識を持つ人をリスト化し、大阪府が市町村に提供する手法も検討されたい。

　・検診内容や追跡検査について監査的な視点を持つ役割とすべきでは。

　・ＨＰＶ検査がうまくいくかは、ＨＰＶ検査で陽性、細胞診で陰性の人をどうフォローできるかが重要であり、この点がきちんとできているかをチェックするのが運営委員会に課される役割と考える。

　【その他】

　・検査に必要な各種様式の雛形について、府が市町村に対して提示していくことが望ましい。

・データベースの構築に関しては、マイナンバーカードの保険証利用や医療ＤＸとの兼ね合いもあり、これらの動向を見ながら進めるべき。

　・各市町村や運営委員会から出た問題点については、大阪府から国へ提言できるような仕組みを検討されたい。

・導入予定の市町村には、指針に定められた要件の充足に向けて、どの時期までに準備するかという計画を調査しそこに無理がないかの把握を検討されたい。また、導入予定のない市町村については何が障壁となっているかを調査し、その背景を把握することも検討されたい。

・先行して導入する市町村が適切に実施できているかに大阪府も積極的に関わって、運用や課題を他の市町村に共有されたい。